

CYCLE

消費者運動ニュース No.1204 2025年2月25日

発行所 全大阪消費者団体連絡会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目1番19-430

TEL.06-6941-3745 FAX.06-6941-5699

https://osakacon.org/

発行人 全大阪消費者団体連絡会

印刷 株式会社 耕文社

個人購読料 年間5,000円(送料込み・消費税別)

購読料送金先 (口座名・全大阪消費者団体連絡会)

郵便振替口座 09000-9-8320

三井住友銀行天満橋支店 普通預金口座 0969062

近畿労働金庫大阪中央支店 普通預金口座 1161622

双方向コミュニケーションへの新たな視座

消費者支援機構関西（以下、KC's。大阪消団連は団体正会員）が、1月31日に2024年度双方向コミュニケーション研究会（第3回）を開催した。

この研究会は、消費者と事業者が互いの立場を受け止めあいつつ、率直に双方向の意見交換を重ねることで、健全・公正で安心な市場づくりの実現を目指す具体的なあり方を研究する場として、2010年から継続されている取り組みである。

今回は、消費者庁が進めている「消費者法制度のパラダイムシフト」の議論を踏まえて、双方向コミュニケーションの新たな可能性が議論された。

自主規制ルールと双方向コミュニケーション

報告者はKC's常任理事で、内閣府消費者委員会「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」委員の二之宮義人弁護士。



消費者法制度のパラダイムシフトとは、今の消費者法的前提である「消費者と事業者との情報力・交渉力の格差」という認識・価値観を変化させ、「消費者の脆弱性（限られた範囲でしか合理的な判断ができない限定合理性ほか）」を根幹に据え、デジタル技術によって脆弱性が深刻化する状況も捉えた法制度の転換を意味する。

専門調査会は、昨年10月に基本的な考え方について中間整理を示した後、既存の枠組みにとらわれず、消費者取引を幅広く捉える規律のあり方、担い手のあり方などの検討を行っている。そこで報告された公正取引委員会の事前相談業務に二之宮弁護士は着目。独占禁止法の「不当な取引制限」が抽象的規定であるため、違反を避けたい事業者が公正取引

委員会に事前相談し、内容がすべて公表され、その蓄積がガイドライン化される。この取り組みが今後の消費者法の規律のあり方に参照できるという。

消費者の脆弱性を踏まえて不当な消費者取引を禁止する場合、その規定は先の独占禁止法規定と同様に抽象的になるため、その当・不当、規律のあり方の検討が必要となる。その際、法律を尊重し、それ以上により良い市場形成に取り組む良識的な事業者を中心とする自主規制と、ルールを守るつもりがない極悪層を強制的に市場から退場させる法律を接続して運用することが考えられるとの指摘である。

そして、その自主規制が正当性、実効性を持つには、ルールの策定・運用にもう一方の契約当事者である消費者が参画し、事業者とともに作っていく制度設計が求められ、そこでKC'sの双方向コミュニケーションで培ってきた手法や経験が活かされるのではないかと提起した。

これを受け、研究会座長で、KC's副理事長の片山登志子弁護士は、これまで双方向コミュニケーションの主なターゲットは消費者と事業者の個のレベルでの認識や行動の変容を促すことに置かれていたが、新たなステージに拡張させる視座が提供されたとし、消費者庁、内閣府消費者委員会とも議論しながら取り組みを進めたいとした。



主な内容

- 双方向コミュニケーションへの新たな視座……………1
- 温暖化対策・エネルギー基本計画案への意見…2~5
- 消費税関西連学習会“住まいは人権”……………6~9
- レイチェル・カーソン没後60年記念読書感想文②…10
- 輸入食品監視指導計画案等への意見/学習会案内…11
- ニュースピックアップ……………12